



# 10月のお知らせ

事業主の  
みなさまへ

## 令和5年10月より 最低賃金が改定されます

令和5年度の地域別最低賃金及び発効年月日が発表されました。

埼玉県は10月1日より、現行の987円から**1,028円へ変更**です。

都道府県によって賃金が異なりますので、複数の県に事業所がある事業主様はご注意ください。

例) 埼玉県の事業所の月給者で平均所定労働時間が160時間の場合

$1,028円 \times 160時間 = 164,480円$ 以上の金額にする必要があります!

	現行	令和5年度	発効年月日
埼玉	<b>987円</b>	<b>1,028円</b>	令和5年10月1日
群馬	<b>895円</b>	<b>935円</b>	令和5年10月5日
東京	<b>1,072円</b>	<b>1,113円</b>	令和5年10月1日
神奈川	<b>1,071円</b>	<b>1,112円</b>	令和5年10月1日
千葉	<b>984円</b>	<b>1,026円</b>	令和5年10月1日
茨城	<b>911円</b>	<b>953円</b>	令和5年10月1日
栃木	<b>913円</b>	<b>954円</b>	令和5年10月1日

## 「キャリアアップ助成金」正社員化コースを活用してみませんか?



パート・アルバイト等を正社員にした場合に、事業主に対して助成を行う制度です。



### ■助成金の金額 (1人当たりの助成額)

企業規模	正社員前雇用形態	
	有期雇用労働者	無期雇用労働者
中小企業	57万円	28万5,000円
大企業	42万7,500円	21万3,750円

### ■受給条件

助成金の受給には以下の3つの条件を満たす必要があります。

転換前6カ月間の賃金より  
3%以上増額させること

キャリアアップ計画の  
作成・提出

就業規則等に基づく  
正社員化

正社員化後  
6か月の賃金の支払



★令和5年10月の  
土曜日はお休みです。

★ご質問、ご相談等はこちらまで...

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所  
TEL : 048 - 571 - 2231 FAX : 048 - 570 - 1929  
URL : <http://www.terazei.com/>

